

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの入院給付金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

大樹生命保険株式会社（代表取締役社長 吉村 俊哉、以下「当社」）は、2023年5月8日（月）以降、2020年4月から実施している入院の特別取扱い（以下「みなし入院」）を終了するとともに、災害死亡保険金等の取扱いを変更します。

1. 「みなし入院」について

5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象外となります。

「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象

		陽性診断日		
		2022年9月25日 まで	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日 以降
医療機関へ入院をされた場合		○ (お支払い対象)		
臨時施設または 自宅での療養を された場合	重症化リスク の高い方(※1)	○ (お支払い対象)	○ (お支払い対象)	<u>×</u> <u>(お支払い対象外)</u>
	上記以外の方	○ (お支払い対象)	×	×

(※1) 発症届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方」「妊娠中の方」

(※2) 団体保険についても同様の取扱いとなります。

2. 災害死亡保険金等について

5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障がい状態に該当した場合、災害死亡保険金等のお支払い対象外となります。また、条件付保険特約のうち保険金削減支払法等において同感染症によって支払事由に該当した場合、保険金削減等の対象となります。

災害死亡保険金等のお支払いおよび保険金削減等の取扱い（変更内容）

	2023年5月7日以前	2023年5月8日以降(※3)
災害死亡保険金、災害高度障がい保険金等 【対象商品】 災害死亡保険金・災害高度障がい保険金等の災害に関する保障がある 個人保険・財形保険(※4)	お支払い対象	<u>お支払い対象外</u>
保険金削減・給付金不支払い 【対象商品】 条件付保険特約のうち、保険金削減支払法および特定疾病・部位不払法がある個人保険	対象外 (保険金削減等を実施しない)	<u>対象</u> <u>(保険金削減等を実施)</u>

(※3) 5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断されていた場合も、上記取扱いとなります。

(※4) 災害保障特約、傷害特約等の特約が付加された団体定期保険・無配当医療保障保険（団体型）については当面はお支払い対象としますが、今後、取扱いを変更する可能性があります。「財形保険」は、勤労者財産形成貯蓄積立保険、財形住宅貯蓄積立保険、勤労者財産形成給付金保険、財形年金積立保険を指します。

<見直しの背景等>

2023年1月27日付け新型コロナウイルス対策本部決定により、政府では、新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年5月8日から感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置づけることとなっています。

入院給付金に関しては、約款上の入院には該当しないものの、重症化リスクの高い方について「入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情等により、臨時施設または自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合に『入院』とみなす」という考え方によりお支払いの対象としていましたが、当該位置づけの変更に伴い、新型コロナウイルス感染症について、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」等が適用されないこととなるため、「みなし入院」の取扱いを終了します。

また、災害死亡保険金等は、約款に定めるお支払いの対象となる「感染症」に該当するため、お支払いの対象としていましたが、当該位置づけの変更に伴い、お支払い対象外となります。

<ご参考：「みなし入院」による給付金の特別取扱い>

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまへの入院給付金のお支払いについて

https://www.taiju-life.co.jp/corporate/news/pdf/20220909_1.pdf

なお、今般の特別取扱いの終了等は、政府による「5類感染症」移行時期等の最終確認をもって実施します。上記取扱いについて変更が生じた場合は、改めてご連絡します。

<ご請求にあたってのお願い>

当社では、「My HER-SYS で取得した画面での療養証明（診断年月日が記載された画面）」をご請求時の必要書類としているところ、厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023年5月7日までに保健所への発生届出・入力となされている場合には同年9月末まで利用可能と発表されています。同年10月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期請求にご協力いただきますようお願い申し上げます。

以 上